



# 次期水道ビジョンの 評価指標と数値目標(案)について

神奈川県政策局政策部土地水資源対策課水政室

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

# 目次

- 1 数値目標を設定する指標について
- 2 持続可能な水道
- 3 安全な水の供給
- 4 強靱な水道



# 1 数値目標を設定する指標について

# 数値目標を設定する指標について

- ◆ 現行ビジョンの中間点検(令和2年度実施)において、数値目標が未設定であるために達成度の評価に至らなかったため、改定にあたり数値目標を示していく。また、一部の評価指標については、数値目標を設定せずに把握に努めることとする。

## 1. 水道事業者等の取組に係る数値目標設定項目

### ■ 県の考え

- ①まずはアセットマネジメントにより現在地(現状及び将来見込み)を把握
- ②アセットマネジメントを反映した計画(更新計画等)を作成
- ③計画に沿って基盤強化に向けた取組を実施

### ● ①の評価指標

- ・アセットマネジメント実施状況(タイプ3C以上)

### ● ②の評価指標

- ・アセットマネジメント公表状況、基本計画等への反映状況

### ● ③の評価指標

- ・総収支比率100%以上の事業者数
- ・クリプトスポリジウム等対策実施率、水安全計画策定状況
- ・基幹管路の耐震適合率、浄水施設の耐震化率、配水池の耐震化率
- ・コンクリート構造物の点検実施状況
- ・鉛製給水管の把握状況

# 数値目標を設定する指標について

## 2. 県の取組に係る数値目標設定項目

### ■ 県の取組

- ①広域連携に係る事業者間の意見調整、情報共有を図り、課題解決に向けた取組を支援
- ②経営基盤強化を図る取組に対し、事業者の要請に応じて技術面、経営面の助言により支援
- ③技術職員の不足が見込まれ、事業継続に懸念がある小規模事業者に対して、事業者間の人的連携や交流を推進、支援

### ● ①の評価指標

- ・神奈川県水道事業広域連携調整会議等の実施回数

### ● ②及び③の評価指標

- ・県による研修実施回数・研修仲介数

### ● 県水道ビジョン全般に係る評価指標

- ・県水道ビジョンの中間点検結果等の公表



## 2 持続可能な水道

# アセットマネジメントについて

- ◆ アセットマネジメントとは、現有資産の中長期の更新需要と財政収支見通しを検討し、財源確保の方策を講じることである。
- ◆ 水道事業者は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないとされ、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならないとされている。(水道法第22条の4)

## アセットマネジメントの検討手法(タイプ)について

- ◆ 更新需要と財政収支見通しにおいて、それぞれ以下の検討手法(タイプ)があり、一般的にはそれぞれを組み合わせた呼称を用いる(タイプ3C、タイプ4D等)。

### 【更新需要の検討手法】

- ・タイプ1(簡略型)・・・固定資産台帳がない場合の検討手法
- ・タイプ2(簡略型)・・・固定資産台帳等はあるが更新工事と整合がとれない場合の検討手法
- ・タイプ3(標準型)・・・更新工事と整合した資産データがある場合の検討手法
- ・タイプ4(詳細型)・・・将来の水需要等の推移を踏まえ再構築や施設規模の適正化を考慮した場合の検討手法

### 【財政収支見通しの検討手法】

- ・タイプA(簡略型)・・・事業費の大きさに判断する検討手法
- ・タイプB(簡略型)・・・資金収支、資金残高により判断する検討手法
- ・タイプC(標準型)・・・簡易な財政シミュレーションを行う検討手法
- ・タイプD(詳細型)・・・更新需要以外の変動要素を考慮した検討手法

# アセットマネジメント実施状況等【目標】

## (1)アセットマネジメント実施状況(タイプ3C以上)

令和2年度水道事業運営状況調査  
対象:上水道事業及び用水供給事業  
実施済事業数/全事業数

圏域名	現状値(R2)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県東部	6/6	6/6	6/6	6/6
県中部	3/4	3/4	4/4	4/4
県西部	5/12	5/12	12/12	12/12
県全域	13/21	13/21	21/21	21/21

・アセットマネジメントの基本計画等への反映の前提条件になるため、中間目標(R13)で、**全事業が「タイプ3C(標準型)以上で実施」を目標**とする。

## (2)アセットマネジメントの公表状況

圏域名	現状値(R2)	最終目標(R17)
県東部	1/6	6/6
県中部	0/4	4/4
県西部	4/12	12/12
県全域	5/21	21/21

令和2年度水道事業運営状況調査  
対象:上水道事業及び用水供給事業  
実施済事業数/全事業数

・最終目標として、**全事業が「アセットマネジメントを公表する」ことを目標**とする。

※県全域は、県企業庁が圏域を重複しているため圏域ごとの合計とは一致しない



# アセットマネジメント実施状況等【目標】

## (3)アセットマネジメントの基本計画等への反映状況

令和2年度水道事業運営状況調査  
対象：上水道事業及び用水供給事業  
実施済事業数／全事業数

圏域名	現状値(R2)	最終目標(R17)
県東部	6／6	6／6
県中部	3／4	4／4
県西部	2／12	12／12
県全域	10／21	21／21

※アセットマネジメントについて標準精度(タイプ3C)以上で実施した事業のうち、「既に最新の結果を反映した計画等がある」

「結果を反映した計画等を策定・改定中」と回答した事業数

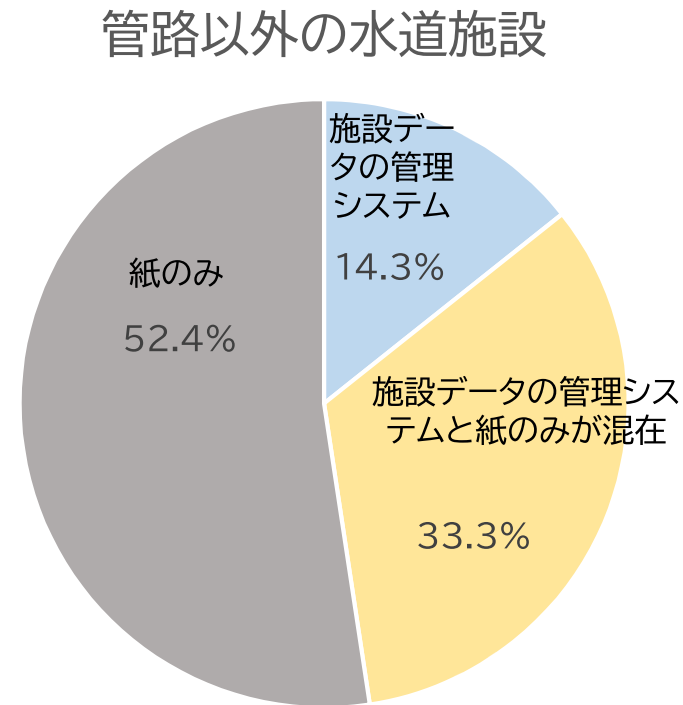
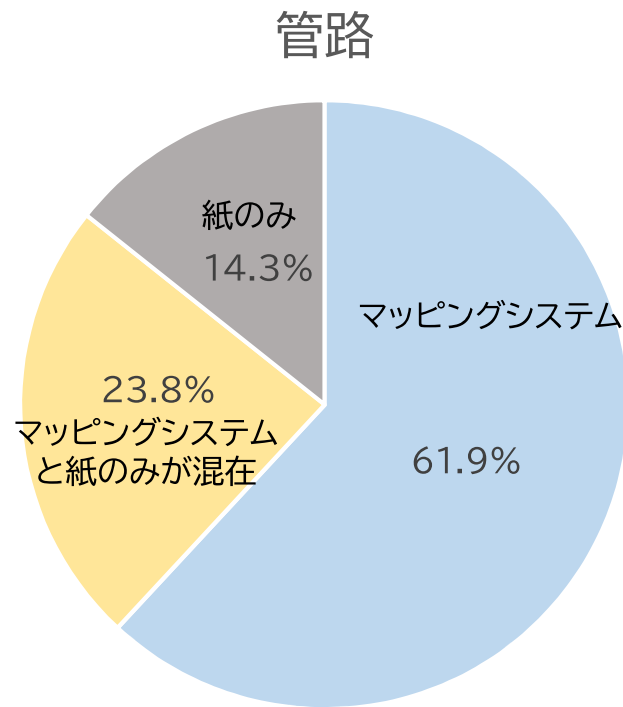
※県全域は、県企業庁が圏域を重複しているため圏域ごとの合計とは一致しない

・最終目標として、全事業が「水道ビジョン等の基本計画に反映する」ことを目標とする。

# 水道施設台帳の電子化状況【把握】

◆ 水道施設の位置、構造、設置時期等の施設管理上の基礎的事項を記載した「水道施設台帳」が電子化されているかを把握するもの。

※ 国土強靱化年次計画2021において2025年度までに「水道施設(管路のみ)平面図のデジタル化率」を100%に引き上げる目標が掲げられている。



令和2年度水道事業運営状況調査  
対象：上水道事業及び用水供給事業

・水道施設台帳は、水道法で令和4年9月末までに整備することとされているが、

電子化までは義務化されていないため、数値目標は設定せず、状況の把握とする。

# コンクリート構造物の点検実施状況【目標】

- ◆ 水道法で、水道事業者は、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕を行わなければならないとされており、「コンクリート構造物にあつては、おおむね5年に1回以上」点検をすることとされている。  
※令和元年10月1日から施行

対象：上水道、簡易水道及び用水供給  
実施済事業者数／全事業者数

圏域名	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県東部	6／6	6／6	6／6
県中部	6／6	6／6	6／6
県西部	12／12	12／12	12／12
県全域	22／22	22／22	22／22

※県全域は、圏域を重複している県企業庁を1として集計するため圏域ごとの合計とは一致しない

・最終目標・中間目標ともに、**全事業者実施済を目標**とする。

※立入検査での指摘の有無で判断する。

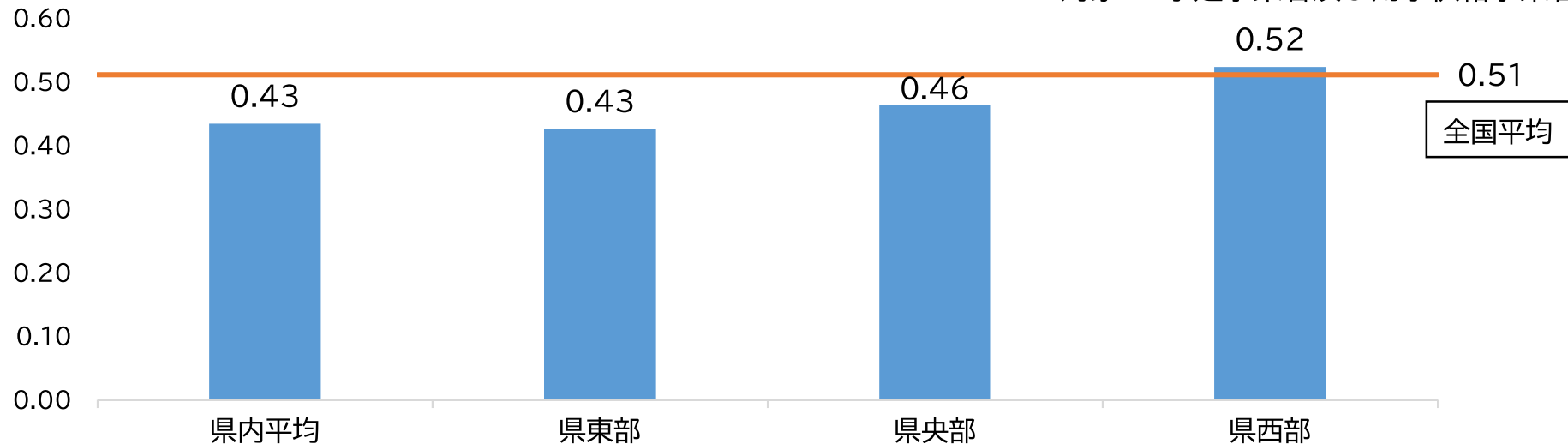
(国認可事業者は国から指摘を受けたか照会、県認可は県の立入検査で確認を行う。)

# 配水量1m<sup>3</sup>当たり電力消費量【把握】

- ◆ 配水量1m<sup>3</sup>当たりの電力使用量を示すもので、省エネルギー対策への取組み度合いを表す指標の一つである。

$$\text{配水量1m}^3\text{当たり電力消費量} = \text{電力消費量の合計} \div \text{年間配水量 (単位 kWh/m}^3\text{)}$$

出典:公益社団法人 日本水道協会「令和元年度 水道統計」  
対象:上水道事業者及び用水供給事業者



※各受水団体の配水量に含まれるため、用水供給事業者の配水量(供給量)は除いている。  
※用水供給事業者の「電力消費量」は、受水量(実績)の割合で各受水団体に按分した。

・水道事業は、浄水設備の稼働や高所へのポンプ揚水のために大量の電力を消費するため、水道施設の更新等にあたっては、ランニングコストの抑制や環境負荷低減の視点を反映させる必要がある。

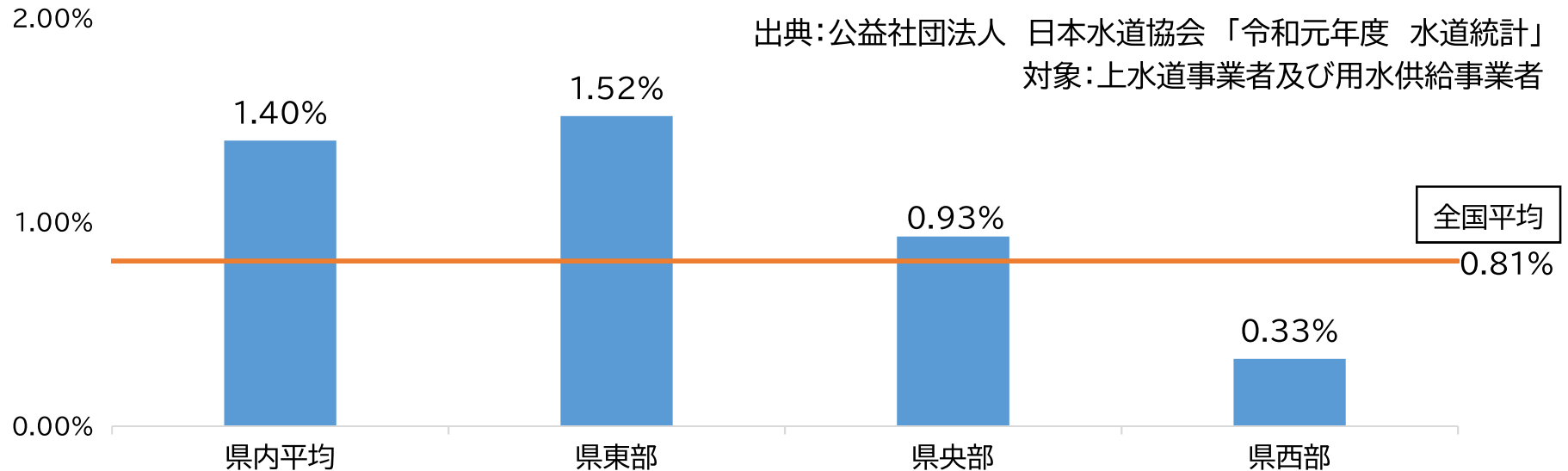
・一方、電力使用量は、地域特性(取水場所、配水系の地形など)によって変わることや、事故時のリスク分散といった観点も必要となるため、**数値目標は設定せず、実施状況の把握とする。**

# 再生可能エネルギー利用率【把握】

- ◆ 再生可能エネルギー利用率とは、全施設の電力使用量に対する再生可能エネルギーの利用の割合を示すもので、環境負荷低減に対する取組み度合いを表す指標の一つである。

再生可能エネルギー利用率

$$= \text{再生可能エネルギー設備の電力使用量} \div \text{全施設の電力使用量} \times 100(\text{単位}\%)$$



※用水供給事業者の「電力消費量」は、受水量(実績)の割合で各受水団体に按分した。

- ・水道事業は、浄水設備の稼働や高所へのポンプ揚水のために大量の電力を消費するため、水道施設の更新等にあたっては、ランニングコストの抑制や環境負荷低減の視点を反映させる必要がある。
- ・一方で、再生可能エネルギーの利用については、設置、維持管理費用に留意する必要があり、地理的な条件などによって導入が制約される場合もあるため、数値目標の設定はせず、実施状況の把握とする。

## 総収支比率100%以上の事業者数【目標】

- ◆ 総収支比率とは、総費用が総収益によってどの程度賄われているか示すもので、水道事業の収益性を表す指標の一つである。

$$\text{総収支比率} = \text{総収益} \div \text{総費用} \times 100 \text{ (単位\%)}$$

出典:公益社団法人 日本水道協会「令和元年度 水道統計」

対象:上水道事業者及び用水供給事業者

総収支比率が100%以上の事業者/全事業者

圏域名	現状値(R1)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県東部	5/6	6/6	6/6	6/6
県中部	4/4	4/4	4/4	4/4
県西部	10/10	10/10	10/10	10/10
県全域	18/19	19/19	19/19	19/19

※県全域は、県企業庁が圏域を重複しているため圏域ごとの合計とは一致しない

・総収支比率が100%未満の場合は、収益で費用を賄えないこととなり、健全な経営とは言えないため、最終目標及び中間目標ともに「**全事業者が総収支比率100%以上**」を目標とする。

## 県水道ビジョンの中間点検等の公表【目標】

- ◆ 改定する神奈川県水道ビジョンについて、計画期間終了後及び4年に1回予定している中間点検後に、結果を公表し進捗度や達成度の「見える化」を図るもの。  
※現行のビジョンでは5年に1回中間点検を実施したが、社会情勢の急激な変化に対応するため点検サイクルを1年短縮した。

	現状値(R2)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県	公表	公表	公表	公表

- 4年経過ごと及び計画期間終了時に進捗度や達成度を検証し、神奈川県水道事業広域連携調整会議等で水道事業者と共有したうえで、結果を県ホームページ等で公表することを目標とする。

## 県による研修実施回数・研修仲介数【目標】

- ◆ 40歳以上の職員数が多く(若年層の職員が少なく)、年齢構成に偏りが生じている。
- ◆ 人材の確保・育成を図るため、県による研修実施回数・研修仲介数を把握するもの。

	現状値(R3)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県	1回	2回以上	2回以上	2回以上

・「年間2回以上の開催」を目標とする。




## 神奈川県水道事業広域連携調整会議等の実施回数【目標】

- ◆ 多様な広域連携を促進し、将来にわたって、県民に安全で良質な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、オール神奈川で取組を推進していく。
- ◆ 広域連携の実現に係る事業者間の意見調整・情報共有を図るため、県内の水道事業者が構成員となっている「神奈川県水道事業広域連携調整会議」を開催する。

	現状値(R3)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県	2回	2回	2回	2回

・「年間2回以上の開催」を目標とする。



### 3 安全な水の供給

# クリプトスポリジウム等対策実施率【目標】

◆ 水系感染症の原因となる耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム等に対し、リスクレベル(レベル3またはレベル4)に応じた浄水処理等の対応状況を表すもの。

※レベル3:クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがある(地表水以外の水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設) → 予防対策:ろ過(濁度0.1度以下)または紫外線処理

レベル4:クリプトスポリジウム等による汚染のおそれが高い(地表水を水道の原水としており、当該原水から指標菌が検出されたことがある施設) → 予防対策:ろ過(濁度0.1度以下)またはろ過した後に紫外線処理

出典:水道水質関連調査  
対象:上水道、簡易水道及び用水供給  
対策実施率(未対策施設数/対策が必要な施設数)

圏域名	現状値(R3)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県東部	100%(21/21)	100%(21/21)	100%(21/21)	100%(21/21)
県中部	78%(18/23)	83%(19/23)	83%(19/23)	100%(23/23)
県西部	52%(17/33)	61%(20/33)	61%(20/33)	100%(33/33)
県全域	69%(46/67)	75%(50/67)	75%(50/67)	100%(67/67)

※県全域は、県企業庁が圏域を重複しているため圏域ごとの合計とは一致しない

- ・最終目標として対策実施率100%を目標とする。
- ・中間目標は、未対策事業者の対策予定年度等より設定している。
- ・現時点で未対策の施設は、県認可水道事業者の施設が多い。
- ・県の取組として、立入検査等において対策実施を促す。

# 水安全計画策定状況【目標】

◆ 水安全計画とは、水源から蛇口までの水道システムに存在するリスク原因を全て想定し、その影響を未然に防ぐために、どこを重点的かつ継続的に監視し、どのように対応すればよいかを定める水質管理手法。

※水道の基盤を強化するための基本的な方針で「水安全計画を策定するとともに、同計画に基づく施策の推進により、安全な水道水の供給を確保することが重要」とされている。

出典：水道水質関連調査  
対象：上水道、簡易水道及び用水供給  
策定済事業者数／全事業者数

圏域名	現状値(R3)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県東部	6/6	6/6	6/6	6/6
県中部	4/6	4/6	4/6	6/6
県西部	2/12	3/12	5/12	12/12
県全域	10/22	11/22	13/22	22/22

※県全域は、県企業庁が圏域を重複しているため圏域ごとの合計とは一致しない

- 最終目標として **全事業者策定済を目標とする。**
- 中間目標は、未策定事業者の策定予定年度等より設定している。
- 現時点で未策定の事業者は、地下水を主な水源としている場合が多い。
- 県の取組としては、今後も立入検査等において作成を促す。

# 鉛製給水管の把握状況【目標】

- ◆ 水道水質基準になっている鉛について、公道部における鉛製給水管※の使用状況に係る把握状況を示したもの。

※鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛管からの溶出により鉛濃度が高まるおそれがあり、抜本的な対策としては、鉛製給水管の敷設替えが必要。

出典: 県生活衛生課調査  
対象: 上水道及び簡易水道  
把握済事業者数/全事業者数

圏域名	現状値(R3)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県東部	5/5	5/5	5/5	5/5
県中部	4/6	4/6	4/6	6/6
県西部	5/10	5/10	5/10	10/10
県全域	14/21	14/21	14/21	21/21

※県全域は、県企業庁が圏域を重複しているため圏域ごとの合計とは一致しない

- 最終目標として、全ての事業者が公道部の鉛製給水管設置状況を把握することを目標とする。
- 把握できていないのは、全て県認可水道事業者である。
- 県の取組としては、今後も立入検査等において鉛製給水管の状況把握と更新計画作成を促す。

# 鉛製給水管の使用率及び使用件数【把握】

- ◆ 水道水質基準になっている鉛について、鉛製給水管使用件数と使用率を示したもので、鉛製給水管の解消に向けた取組状況を表すもの。  
※使用率は、使用件数を把握済の水道事業者の給水契約件数で除したものの

出典：公益社団法人 日本水道協会 「令和2年度 水道統計」  
対象：上水道

圏域名	使用件数(R2)	給水契約件数(R2)	使用率(R2)
県東部	110,602	4,287,953	2.6%
県中部	50,692	1,518,202	3.3%
県西部	2,262	121,331	1.9%
県全域	119,374	4,550,082	2.6%

※県全域は、県企業庁が圏域を重複しているため圏域ごとの合計とは一致しない

- ・鉛製給水管は、まずは使用状況を把握することを目標とするため、使用率及び使用件数は数値目標は設定せず、把握に努めることとする。
- ・全事業者が公道部の使用状況について把握できた段階で、削減に向けた数値目標の設定について検討する。

## 簡易専用水道・小規模貯水槽水道の管理の検査実施状況【把握】

- ◆ 水道法で規定する簡易専用水道(受水槽の有効容量10m<sup>3</sup>以上)、各市または県条例で規定する小規模貯水槽水道の管理の検査受検率を算出したもので、衛生管理実施状態を示すもの。

※小規模貯水槽水道の検査受検率は、各市及び県の条例で義務付けているもののうち、受水槽の有効容量が8m<sup>3</sup>を超えるもの。

出典:水道水質関連調査、県水道施設数調査(令和元年度末時点)

項目	施設数	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率
簡易専用水道	15,780	15,780	13,115	83.1%
【参考】簡易専用水道(全国)	207,020	207,020	162,249	78.4%
小規模貯水槽水道	16,316	2,571	1,706	66.4%

- ・簡易専用水道は、市及び県で検査を義務付けているが、その報告方法はそれぞれで定めている。  
(県は登録検査機関から保健福祉事務所へ報告するよう努めることとしているが、設置者から報告する市もあり)
- ・小規模貯水槽水道は、検査を義務付けている対象施設が、最も施設数が多い横浜市と他自治体で異なる。
- ・対象及び報告方法に差異があるため、数値目標は設定しないものの、受検率向上を目指すため参考値として公表する。

## 小規模水道の水質検査実施状況【把握】

- ◆ 小規模水道の水質検査実施率は、衛生管理実施状況の参考となる。県条例では、年1回以上水質検査(一般項目の11項目)を実施することを義務付けている。  
※市の条例によって「小規模水道」の名称は異なる。

県条例で規定する区域(町村)における水質検査実施率

令和2年度末時点

施設数	水質検査実施施設数	水質検査実施率
20	11	55.0%

・小規模水道の水質検査の項目や頻度は、各市及び県で異なっており、一律の数値目標を設定することは難しいため、参考値として県所管域の検査実施率を公表する。





## 4 強靱な水道

# 浄水施設の耐震化率【目標】

- ◆ 全浄水施設能力に対する耐震対策が施されている浄水施設能力の割合を示すもので、地震災害に対する浄水処理機能の信頼性・安全性を表す指標の一つ。  
(PI:B602)

$$\text{浄水施設の耐震化率} = \frac{\text{耐震対策の施された浄水施設能力}}{\text{全浄水施設能力}} \times 100$$

出典：神奈川県の水道  
対象：上水道及び用水供給

圏域名	現状値(R2)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県東部	75.8%	77.9%	77.9%	77.9%
県中部	54.1%	63.6%	63.6%	63.6%
県西部	31.5%	34.0%	64.5%	64.5%
県全域	72.3%	74.4%	75.8%	75.8%

・現状、県全域の耐震化率72.3%は、全国平均38.0%を大きく上回っているが、県西部は、国が防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策で示した2025年度末の目標41%に到達していない。

・浄水施設は、耐震化に係る工事期間が長期に及ぶことから、**現時点で各事業者が設定している浄水施設の耐震化率に係る目標値から、数値目標を設定**した。アセットマネジメント実施等により各事業者が新たに浄水施設の耐震化を計画した場合は、目標値を見直すこととする。

・県の取組としては、国庫補助金について採択要件緩和の要望等を国へ行うことで、国庫補助による財政的支援の拡大を目指す。

## 配水池の耐震化率【目標】

- ◆ 全配水池容量に対する耐震対策の施された配水池の容量の割合を示すもので、地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す指標の一つ。(PI:B604)

$$\text{配水池の耐震化率} = \frac{\text{耐震対策の施された配水池有効容量}}{\text{配水池等有効容量}} \times 100$$

出典：神奈川県の水道  
対象：上水道及び用水供給

圏域名	現状値(R2)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県東部	77.9%	87.8%	88.0%	88.0%
県中部	56.2%	66.5%	66.8%	66.8%
県西部	51.6%	53.0%	55.2%	55.2%
県全域	75.8%	82.2%	85.4%	85.4%

・現状、県全域の耐震化率75.8%は、全国平均60.8%を大きく上回っているが、県中部及び県西部は、国が防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策で示した2025年度末の目標70%に達していない。

・現時点で各事業者が設定している配水池の耐震化率に係る目標値から、数値目標を設定した。アセットマネジメント実施等により各事業者が新たに配水池の耐震化を計画した場合は、目標値を見直すこととする

・県の取組としては、国庫補助金について採択要件緩和の要望等を国へ行うことで、国庫補助による財政的支援の拡大を目指す。

## 基幹管路の耐震適合率【目標】

- ◆ 基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すものであり、地震災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す指標の一つ。(PI:B606-2)

$$\text{基幹管路の耐震適合率} = \frac{\text{基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長}}{\text{基幹管路延長}} \times 100$$

出典：神奈川県の水道  
対象：上水道及び用水供給

圏域名	現状値(R2)	中間目標(R9)	中間目標(R13)	最終目標(R17)
県東部	76.9%	80.5%	84.1%	87.7%
県中部	67.2%	71.2%	75.2%	79.2%
県西部	41.2%	45.2%	49.2%	53.2%
県全域	72.8%	76.4%	80.1%	83.7%

・現状、県全域の耐震適合率72.8%は、全国平均40.7%を大きく上回っており、県東部及び県中部は、国土強靱化年次計画2021における2028年度末までの目標60%以上も既に達成している。

・管路を100年使用すると仮定しても年1%の管路更新が必要となることから、**毎年1%は更新により耐震化が進むと想定し、目標値を設定した。**

・県の取組としては、国庫補助金について採択要件緩和の要望等を国へ行うことで、国庫補助による財政的支援の拡大を目指す。

# 重要給水施設配水管路の耐震適合率【把握】

- ◆ 震災時の給水が特に必要な医療機関、避難所等の重要給水施設への配水管の総延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すもので、大規模な地震災害に対する重要給水施設配水管路の安全性、信頼性を表す指標の一つ。(PI:B607-2)

$$\text{重要給水施設配水管路の耐震適合率} = \frac{\text{重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長}}{\text{重要給水施設配水管路延長}} \times 100$$

出典:重要給水施設管路の耐震化に係る調査(令和2年度)  
対象:上水道事業者

圏域名	現状値(R2)	全国平均を上回っている事業者数
県東部	71.8%	5/5
県中部	53.6%	1/4
県西部	44.9%	5/12
県全域	66.1%	10/20
全国平均	33.1%	—

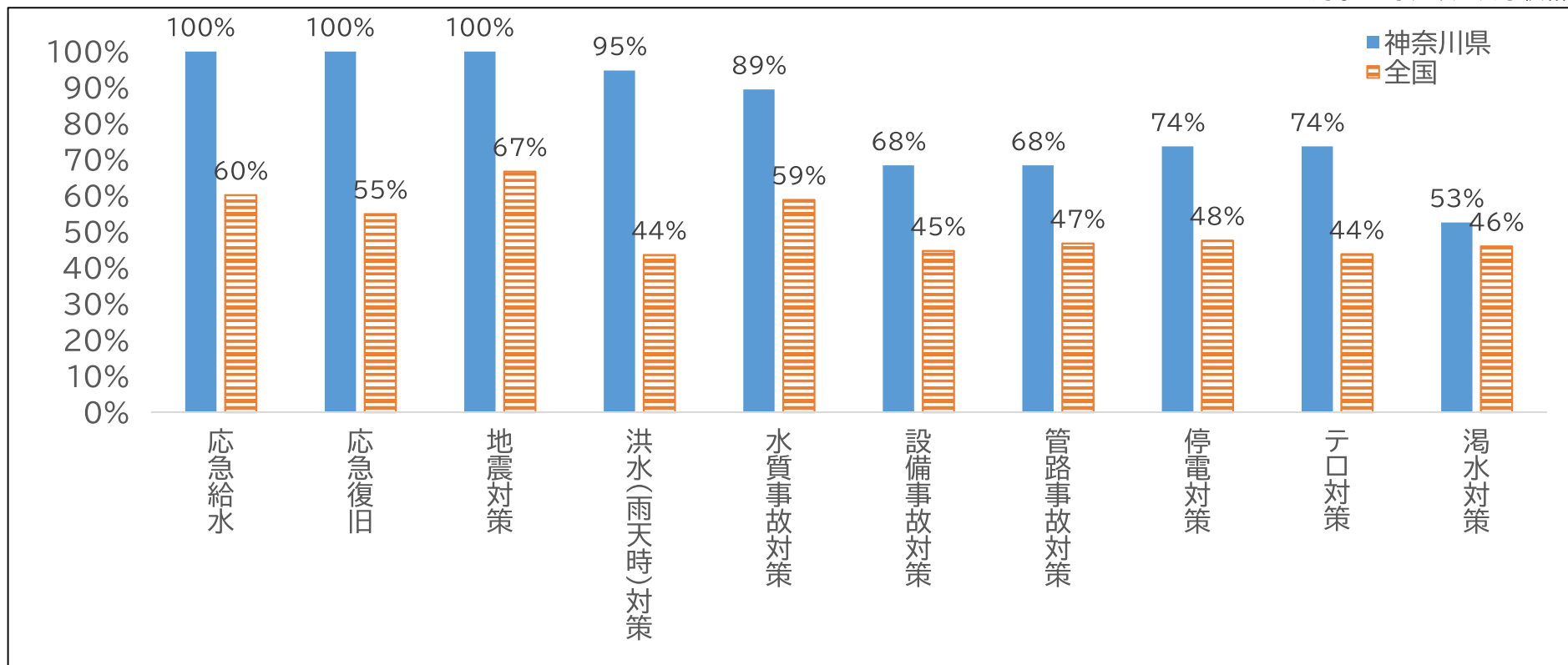
※県全域は、県企業庁が圏域を重複しているため圏域ごとの合計とは一致しない

- ・現状、各圏域で全国平均を上回っているものの、県中部及び県西部では事業者間の差が大きい。
- ・重要給水施設の選定の考え方は市町村によって異なることから、**数値目標は設定せず、把握に努める**こととし、県認可の水道事業者へ重要給水施設の選定状況および取組状況を立入検査等で確認する。

# 危機管理マニュアル策定状況【把握】

◆ 災害事象に応じた適応力を確立するための事前対策の対応状況を表すもの。

出典：公益社団法人 日本水道協会「令和元年度 水道統計」  
対象：上水道及び用水供給



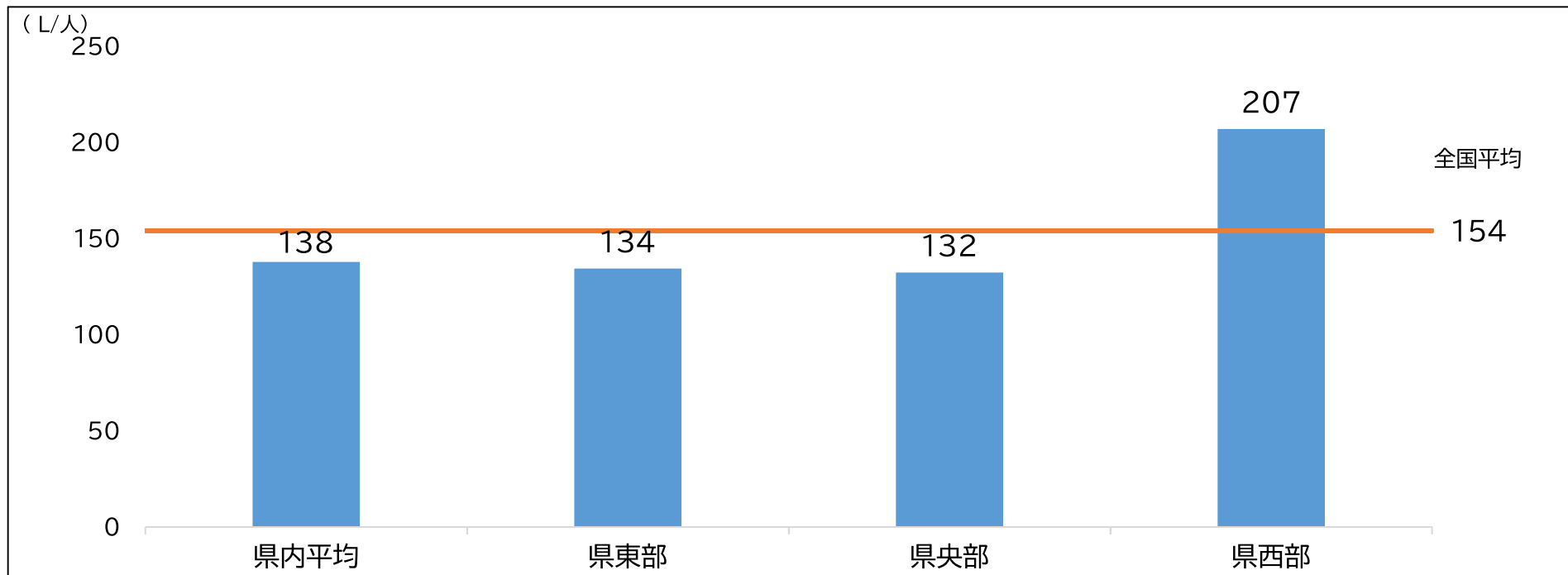
・策定率が各項目で全国平均を上回っており、主要な計画である「応急給水」「応急復旧」「地震対策」については100%策定済であるため、**数値目標は設定せず、策定状況の把握とする。**

# 給水人口1人当たり貯留飲料水量【把握】

◆ 災害時に確保されている1人当たりの飲料水量を示すもの。

$$\text{給水人口1人当たり貯留飲料水量} = \frac{(\text{配水池有効容量} \times 1/2 + \text{緊急貯水槽容量}) \times 1,000}{\text{現在給水人口}}$$

出典:公益社団法人 日本水道協会「令和元年度 水道統計」  
対象:上水道



・現状、県内平均は138L/人であり、全国平均154L/人を下回っている。

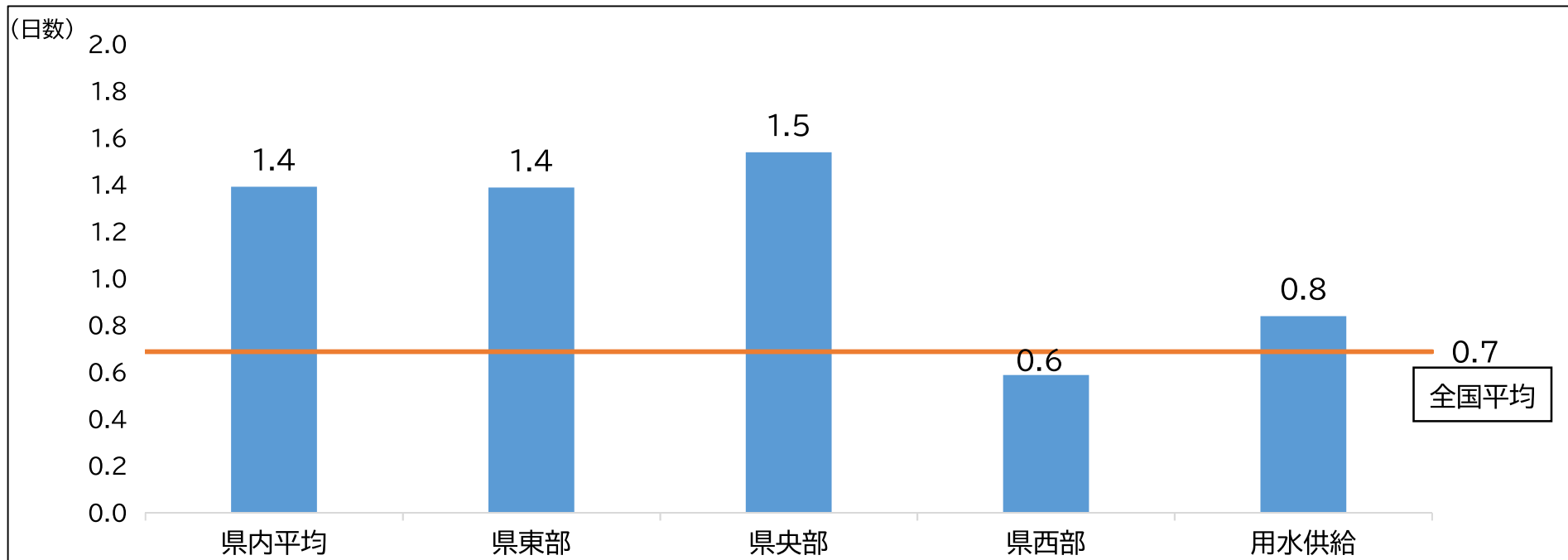
・非常時飲料水確保の考え方は、施設整備水準や関係事業者との応援・復旧体制など、複数の要素を考慮するもので各事業者によって異なることから、目標値の設定が難しいため、**数値目標は設定せず、状況の把握とする。**

# 燃料備蓄日数【把握】

◆ 停電時においても自家発電設備で浄水場の稼働を継続できる日数を示すもの。

$$\text{燃料備蓄日数} = \frac{\text{平均燃料貯蔵量}}{\text{一日燃料使用量}}$$

出典：公益社団法人 日本水道協会「令和元年度 水道統計」  
対象：上水道及び用水供給



- ・現状、県内平均は1.4日であり、全国平均0.7日を上回っている。
- ・停電を想定した燃料の必要量の考え方は、非常時の給水量の目標やポンプ施設の配置状況等によって異なるものであり、多ければ良いとは一概に言えないことから、**数値目標は設定せず、状況の把握とする。**



# 災害対策訓練実施状況【把握】

- ◆ 地震を想定した訓練の実施状況から、マニュアルによる事前準備の実効性等の確認状況を示すもの。

出典：公益社団法人 日本水道協会 「令和元年度 水道統計」  
対象：上水道及び用水供給

圏域名	年1回以上実施している事業者数
県東部	6/6
県中部	4/4
県西部	10/11
県全域	18/19

※県全域は、圏域を重複している県企業庁を1として集計するため圏域ごとの合計とは一致しない

- ・地震に備えた訓練は、コロナの影響を受ける前の令和元年度において、ほぼ全ての事業者が年1回以上実施している。
- ・県の取組としては、水道統計調査から各水道事業者の実施状況を把握するほか、立入検査等において、県認可水道事業者へ関係機関と連携した訓練実施状況等を確認する。